

武蔵村山市行政不服審査会条例

(平成 28 年 3 月 30 日条例第 12 号)

(設置)

第 1 条 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の規定に基づき、市長の附属機関として、武蔵村山市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第 4 条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議手続の非公開)

第 6 条 審査会の行う審査請求に係る審議の手続は、公開しない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第 8 条 第 3 条第 4 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法の施行の日（平成 2 8 年 4 月 1 日）から施行する。

(武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 4 年村山町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

文化財保護審議会委員	会長	日額 1 1, 5 0 0
	委員	日額 1 1, 0 0 0

を

文化財保護審議会委員	会長	日額 1 1, 5 0 0
	委員	日額 1 1, 0 0 0
行政不服審査会委員	会長	日額 1 1, 5 0 0
	委員	日額 1 1, 0 0 0

に改める。